

令和2年度第3回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会会議録

- 1 日 時 令和3年1月18日（木）14時00分から
- 2 場 所 新居浜市役所5階 大会議室
- 3 出席者 17名
藤田豊治委員、片平恵美委員、本田郁代委員、小野英昭委員、神野恵子委員
竹林宏憲委員、宮前港委員、三木由紀子委員、越智直志委員、原寿也委員
高津英正委員、眞鍋慶子委員、高津章人委員、沼田博之委員、可児正紀委員
篠原弑嘉委員、原正夫委員
欠席者4名
藤原雅彦委員、小野清委員、檜垣晃平委員、羽田雅晴委員
事務局 人権擁護課長 青木隆明 同係長 園部剛成
- 4 傍聴者 なし
- 5 協議題
 1. 「新居浜市人権施策基本方針」の改訂について
 2. その他

事務局

定刻がまいりましたので、ただ今から、「令和2年度第3回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

まず、会議の公開につきましては「新居浜市審議会の公開に関する要綱第3条」により原則公開することとなっていますことから、傍聴を認め、会議録を公開することといたしておりますので、ご承認ください。

次に本日の会議でございますが、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」により、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっております。本日は委員総数21名に対しまして、17名の出席となっており、過半数に達していることをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行を会長へお願いしたいと思います。高津会長、よろしく申し上げます。

会長

皆さんこんにちは。

本日の会議を委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。それでは11月19日に開催した第2回の開催に引き続き、「新居浜市人権施策基本方針の改訂」案において、追加や訂正があった部分を中心に、ご審議いただきたいと思います。

事前に委員の皆様には「新居浜市人権施策基本方針」の改訂案を会議資料として事務局から送付させていただきましたが、前回の審議会場でいただいたご意見や、その後お預かりした意見書についての取扱い、さらに本日の審議会の進行等について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

ただ今、事務局から前回の審議会以降の修正作業や本日の審議会進行等について説明がありましたが、「新居浜市人権施策基本方針改訂案」の審議を、項目順にご審議させていただいてもよろしいですか？

委員

異議なし

会長

ご了承いただけるようでしたら、資料ページ順に修正内容等に関して事務局から説明をいただき、それぞれの修正内容についてのご協議をお願いしたいと思います。はじめに、資料の最初にある「新居浜市人権施策基本方針の概要」につきまして、事務局から修正内容に関する説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

ただ今、事務局から説明のありました資料の「基本方針の概要」について、ご意見や追加の変更等はありませんか？

委員

「子供」の表現なのですが、表現を統一するということで漢字になったと思うのですが理由をお伺いしたいのと、「子ども」は大人のお供ではないというのがずっと考えていたことですので、この表記でいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

現状と基本方向に関する「子供」の表記についてですが、市の公用文については原則

として漢字の表記としていることを確認したので、今回は漢字表記にさせていただきます。一部直っていない部分もありますが、基本方針の中にある「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの権利条約」などは固有名詞であり、これらについてはひらがな表記にしていますが、他の部分については「子供」について漢字表記としました。

委員

先程いわれたように「子供」の「供」なのですが、お供するとか従えるなどのイメージを持ってしまうのであまり良くないと思います。これまでと同様に、ひらがなで表記した方が良いと思います。

委員

当初の基本方針を作成する時に関わっていたのですが、やはりその時も「子供」の表記は基本的に考えられるのはひらがなであったと思います。先に委員さんが言われたように、市が行政用語として統一されているのであればいざ知らず、そうではないのであれば、やはり人権という立場から、以前のひらがな表記でいいのではないかと思います。

委員

補足させていただきますが、漢字かひらがなのどちらを使用するのかについては、2013年に、「子供」という漢字の「供」という表記については、お供するなどというように否定的な意味は無いということで、文部科学省の見解が示されております。

基本的に公用文などに関しましては漢字で統一されていることから、今回は漢字での表記で統一したものです。そうした見解を踏まえたうえでも、やはりひらがな表記にするべきであるという委員さんのご意見が多数であれば、変更しても良いのではと思います。

委員

用語については「全国人権・同和教育研究大会」で使っているものは、「子ども」で表記しているので、私個人は、今回いただいた資料に「子供」が漢字で表記しているのは非常に違和感を覚えましたので、ひらがなでの表記に賛成します。

会長

ありがとうございます。

他にも検討が必要な項目がありますので、「子供」の表記をひらがなにするか漢字にするのかについては、「子ども」という表記に統一してよろしいですか。

委員

全員了承

会長

ありがとうございます。

他にありませんか。ないようですので1～2ページに関しましては表記を「子ども」に変更しますが、その他については修正案のとおりということによろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

資料の1～2ページ「基本方針の概要」については、「子ども」の表記以外は改訂案のとおりとさせていただきます。

続いて、資料の3～10ページ中段までの新居浜市人権施策基本方針のうち、1の基本方針の必要性から4の総合的な施策の推進について、事務局から修正内容に関する説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

ただ今、事務局からの説明のありました、新居浜市人権策基本方針のうち、1の基本方針の必要性から4の総合的な施策の推進までについて、ご意見や追加の変更等はありませんか？

委員

細かい所なのですが、「基本理念」の項目で、「審議会で協議を行い、必要な見直しを行う」と同じ表現が続いているので、変更した方が良いと思います。

「人権に関する意識調査」における調査結果等を総括し、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会で協議をして必要な見直しを行う」、と表現を変えた方がよいのではと思います。

事務局

「調査結果等を総括し、審議会で協議により見直しを行います。」と表記を変更した方がよいということですね。

委員

私も細かい所なのですが、人権尊重都市宣言の用語解説について、「人権尊重の上から大切なことは～必要です。」で終わっているで、「大切なことはこれと、これ。」というような表現にした方が理解されやすいと思います。

また「大切なことが～必要です。」という表現は、主語と述語が違っているのではと思います。

委員

「必要です。」という表現は消したら方が良いのではと思います。

事務局

「大切なことは、お互い助け合い、協力し合い、生きている喜びを分かち合うことです。」という表記にした方が良いということですね。

会長

他にございませんか。無いようでしたら、資料の新居浜市人権施策基本方針のうち、1の基本方針の必要性から4の総合的な施策の推進までについて、他の部分は改訂案のままよろしいですか。

委員

異議なし

会長

続いて、課題別人権に関する現状のうち、1.部落差別から4.の障がい者までについて、事務局から修正内容に関する説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

ただ今、事務局から説明のありました課題別人権に関する現状のうち1.部落差別から4.の障がい者までについて、ご意見や追加の変更等はありませんか？

委員

「部落差別」の項目のところで、学校・家庭・地域社会が「一体となって」という表

現を使っていますが、これらが一体になるというのは相当大変だと思うし、至難の業だと思います。ここの表記については、「繋がる」とか「連携する」というような表記に変更した方が良いのではと思います。

事務局

事務局の考えでも、「これらの組織が連携して」という思いでこれまでも様々な取り組みを推進してきましたので、委員の皆さんのご意見が「連携する。」が適当であるということであれば、変更したいと思います。

会長

この件に関して他にご意見はありませんか。それでは一体という所を「連携」に修正するという事によろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

他にご意見はありませんか。

委員

教えて欲しいのですが、西暦や年号を使用した数字の表記については、改行があると数字が2行に渡って表記されることから、非常に分かりにくいので修正しないといけないと聞いたことがあります。例えば1979年という表記が2行にまたがっているのですが、こういった所は修正しなくて良いのですか。

事務局

これに関しては、あくまで現時点の改正案ということで、最終の印刷原稿を作成する段階で、年号等の数字表記については改行等が無いよう修正をいたします。

委員

「子ども」の項目の最後のところで、「子どもたちが自分自身で何ができるかをさまざまな学習活動の中で学んでいます。」という表記については、文章を書き加えていただきたいと思います。それは何かというと「自分自身で何ができるか」に加えて「何をするかを、さまざまな学習活動の中で学んでいます。」という内容を入れていただきたいのです。

事務局

「子どもたちが、何ができるのかと、何をするのか。」の両方を表記するという形で修正して欲しい。」ということですね。これに関しては担当課所で修正作業をやっていただいたので、そちらに確認させてもらい、審議会におけるご意見があったということで了解をいただき、修正したいと思います。

委員

この修正については、担当課の了解も必要なですね。

事務局

審議会でのご意見であるということで、修正をさせていただきますと了解はもらっておく予定です。

委員

「障がい者」の項目の施策の基本方向に「障害福祉サービス」という表記がありますが、この資料においては不適切な表記ではないかと思えます。「サービス」という表現は、優位の者が低位の者に対して何かを提供するという意味があるように思うので、サービスじゃなくて福祉事業とか別の表記に変えることができれば、イメージ的には適切ではと思います。サービスという言葉については、違和感を持っています。

事務局

「障害福祉サービス」はこれも文言の話になりますが、「障がい福祉事業」というような形で修正ができればと思いますが、固有名詞として「障害福祉サービス」という名称があるのかについて確認したうえで作業を進めます。

会長

委員の皆様方は、その他の件についてご意見はございませんか？

委員

異議なし

会長

資料の課題別人権に関する現状のうち1の部落差別から4の障がい者までについては、ご意見があった部分について事務局で確認をいただき、修正をお願いします。

会長

続いて、課題別人権に関する現状と方向のうち、5の女性から9の刑を終えて出所した人までについて事務局の方から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

委員

感染症の項目で一部の表記がバラバラになっているので、統一していただきたいと思います。「さまざま」という表記については、ここだけ「様々」と漢字の表記になっています。

それから「刑を終えて出所した人」の課題のところで、今後とも「保護司の更生保護活動や地域社会への啓発活動」という様に修正した方がより具体的な内容で良いと思います。次に施策の基本方向のところで「社会全体で加害者を出さないようにする。」という表記があるのですが、ここを「社会秩序の維持とあたたかい地域づくりに向けた機運の醸成」に努めますという表記に修正した方が良いのでは。

また「目指す」という言葉も、他の部分はずっとひらがな表記で統一されているので、修正した方が良いと思います。

事務局

表記の統一につきましては、申し訳ありません。こちらで十分な確認ができていなかったもので、再度確認のうえ統一します。

また、刑を終えて出所した人の項目について、「保護司の更生保護活動や地域社会への啓発活動を進める必要があります。」という表記に修正すべきとのご意見と、施策の基本方向のところで、「社会全体で加害者を出さない地域づくり」という表記は、「社会秩序の維持とあたたかい地域づくりに向けた機運の醸成」に修正すべきというご意見でよろしいですか。

委員

はい。そこを「社会秩序の維持と、温かい地域づくり」と変更していただきたいと思います。

事務局

これについては、委員さんの方でご同意いただきましたら、修正させていただきます。

委員

新型コロナウイルス感染者のところで感染者の人数等に関する記述がありますが、最新の数字に変更する必要があるかと思います。現時点での記載は10月頃の人数となっていますが、印刷発注する前には最新の数値に変更した方が良いのではと思います。

事務局

この記述は10月時点のものなので、まず、今回ご審議の後にパブリックコメントを実施する時点での最新の数値に修正して作成したいと思います。

会長

他にご意見はありませんか。

委員

異議なし

会長

ご意見が無いようでしたら、課題別人権に関する現状と方向のうち、5の女性から9の刑を終えて出所した人までについて、いただいたご意見をもとに修正させていただきます。続いて課題別人権に関する現状と方向で、10のインターネット等による人権侵害から13のその他までと推進体制について、事務局から修正内容に関する説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

ただ今、事務局から説明のありました課題別人権に関する現状と方向のうち、10のインターネット等による人権から13のその他までと、推進体制についてご意見や追加の変更等はありませんか？

委員

性的指向・性自認の用語解説のところで、性的指向が、いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするかというところでは恋愛感情がない方もいるので、「恋愛や性愛の対象とするか又はしないか。」という文言を付け加えたらどうかと思います。

それと、性的指向について具体的にどんな困り事があったとか、こういう事が起きているのかという話があると思いますが、当事者の方が今現在どんなことで困っている

のか、差別的な状況があるのか等について、想いを付け加えていただければと思います。難しかったら、この記載のままでしょうがないかのかもしれません。

事務局

まず用語解説のところでは、いずれの性別を恋愛や性愛の対象とするか又はしないかという文言の追加という事ですね。

次の性的指向、性的マイノリティについて悩みを持っている方の想いについては、こうした悩みを相談していただくまでの障壁が大きいと感じており、支援や相談体制の充実が必要だということで、施策の基本方向にも入れております。ただ、現実には市の人権相談窓口周知もさせてもらっていますが、性的マイノリティに関するご相談というのはほとんど無く、具体的な相談を受けて対応するというようなことは、基本的には出来ていません。法務局等ではこうした相談を受けているとは思いますが、新居浜市で専門的に相談を受付できる状況とはなっていませんが、今の段階では性的マイノリティに関する教育・啓発が主体となってくるのではと思います。

会長

他に質問等はありませんか。

委員

単純な質問ですが、項目ごとに用語解説の記載がありますが、この内容はどのような資料から引用されているのですか。それとも新居浜市として、独自に考えられたものなのですか。

事務局

基本的に前回から入っている用語解説については、私も十分確認できていないのですが、今回新たに追加・修正した項目については、国・県や関係団体等が作成した人権に関する資料等を参考にさせていただき、新たに加えたものが大半でございます。

委員

新居浜市として作成したものでなくオーソライズされたものであれば、指摘いただいた内容を変えとか変えないという判断は、参考にした資料をベースに判断されるものと思うのです。オーソライズされた解説文から導入したものであれば、その内容にも説得力はあると思うのですが。

事務局

いろんな資料を参考にさせていただいて、解説は作らせていただいているのですが、

その内容が長いものも多かったので、ある程度事務局で省略・簡略化させてもらった部分というのはございます。そうした部分についてはもう一度確認をさせていただき、間違いがあれば修正をさせていただきます。

会長

他にありますか。はいどうぞ。

委員

課題別のその他のところについては、生活困窮者やホームレスの人々に対する差別や嫌がらせと東日本大震災や福島原子力発電所事故の項目を、まとめてひとくくりの文章にすれば良いと思います。それと、ここは基本方針の総括部分になり一番大事なところなので、スローガンのような文言が少し入れればいいかなと思います。

「人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしてあたたかい心で交わりあうことのできる政策の推進に努めます。」とすれば、総括というか締めくくりとなるのではと思います。それと最後の推進体制で、(3) 市民、企業、関係団体になっているのに、本文の中にNPOが残っているので、修正が出来ていないものと思います。

事務局

その他の記述については、二つの項目を一つにまとめることと、「あたたかい心で交わることのできる政策の推進に努めます。」との修正をしたいと思います。

「NPO」については、修正個所の見落としです。関係団体に修正をします。

会長

課題別人権に関する現状と方向で10のインターネット等による人権侵害から13のその他までと推進体制について、ご指摘のあった部分以外については、改正案のとおりでよろしいでしょうか。

引き続いて、今後の基本方針改訂までのスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

会長

ただ今、事務局の説明のありました基本方針改訂までのスケジュールについて、ご意見やご質問等はありませんか。よろしいですね。

会長

次回の審議会については3月下旬と記載していますが、大まかな日付は考えているのですか？

事務局

パブリックコメントを3月19日までの予定で進めたいと思っています。一応事務局では3月23日の火曜日に開催させていただければと考えています。皆さんのスケジュールについては、できるだけ調整いただきますよう、お願いを申し上げます。

会長

ありがとうございます。事務局としては3月23日に予定しているということですね。最後に、議題2「その他」に移りたいと思います。

せっかくの機会ですので、委員の皆さんから、本日の議題以外の内容で、何でも構いませんので、ご意見等はございませんか。

委員

私は前回の基本方針を作成した時から委員をしています。それで、気になるから私の周りの皆さんに聞いてみたのですが、「人権施策基本方針」というものがあるけど知っていますかと聞いたら、10人に1人も知らないですね。

私の周囲にいた人々が知らなかっただけでも知れないのですが、せっかくお金と時間をかけて、皆さんでいい町にしていこうと考えて創られたものなのに、市民が知らないという意味がない。なんとか、皆さんに基本方針を知っていただく方法についてお考えいただきたいと思います。

事務局

確かに基本方針の策定はしておりますが、それに対して市民の皆さんがどこまで理解されているのか聞かれると、正直ほとんど理解いただけていないという状況と承知しております。市においても、人権に関する広報に関してはさまざまな形態で取り組んでおり、例えば昨年度からは市政だよりの人権特集号ということで、折込みのパンフレットを年に2回配布するなどしています。今回の基本方針の改訂についても、様々な形の啓発を進めていきたいと思っています。

委員

この基本方針は何部作成される予定なのか、配布先はどの様に考えているのかについて、教えてください。

事務局

前回の審議会でもご質問いただきましたが、作成の部数は紙ベースの印刷は300部です。基本的には審議会委員の皆様と市議会や人権教育に関わる関係団体の皆様に配布を予定しています。

その他の方々については、紙ベースの冊子はお渡しする冊数が無いので、さきほど説明した市政だより特集号などで基本方針策定に関する紹介記事を掲載して、市のホームページでも閲覧していただけるよう広報したいと思います。

他の自治体においてもこうした基本方針を策定しているところがありますが、より多くの市民の皆さんに、方針の内容について周知していただけるような取り組みを進めていこうと考えています。

委員

先程の意見と同じようなことなのですが、時間とお金をかけて方針を策定しているので、あとは4月以降の実践が一番大事だと思います。本当によいまちづくりを進めていくためには実践が大切であり、そこは本当に新居浜市や市議会議員さんが取り組んでいただきたい。市民が知らなくても住みよい街になっているなど、みんなが実感できたらそれでいいかなと思います。

私もPTAの顧問をしているが、今新居浜市では不登校の子どもが非常に多く切実な問題であると考えていただきたい。たとえば、あすなる教室にお話を聞くと、先生の人数が少ないと聞いています。こうした点は議員さんにも知っていただき、市議会で議論していただきたいと思います。このあたりは、どうしても市と議員さんが一生懸命やっていたかかないと我々の力ではできない部分ですから、よろしくお願いします。

事務局

当然、計画を創っても実践がないと意味がないというのは、その通りだと思います。新居浜市としても様々な形で行政に関する目標や計画を策定していますが、例えば人権の相談体制の充実については新たに項目に加えましたが、どれだけ市民の皆さんのご相談に対応できるか、悩んでいる方のお話をどこまでお聞きして適切な対応ができるか、といったような部分が大切になると思うので、今後さまざまな形で取組の成果を評価していく必要があると考えています。

委員

金栄校区の婦人会活動に参加させてもらっているのですが、このような冊子についても配布していただくことがあります。以前の配布された冊子に良い内容の記事があったので皆さんに読んでくださいと呼びかけたこともありましたが、一人ひとりがいただいたものを関心持って読むというのは難しいと思います。でも、市では「お茶の間人権教

育懇談会」などを実施されていますから、そうした場等で方針の内容について説明されたりすれば良いのではないのでしょうか。

事務局

婦人会さんは、お茶懇などで熱心に研修等の取組をしていただき、非常にありがたいと思います。さまざまな関係機関や団体さんが人権について研修や学習していただく機会はとても大切だと思うので、そうした場でも新居浜の人権に関する政策や基本方針の内容について、説明したりする場があれば良いと思います。今後そうした場においても市の施策などについてお話をする場を持てるよう、考えていきたいと思っています。

会長

他にご意見等はありませんか。

委員

意見なし

会長

ありがとうございました。長時間のご協議をいただき、ありがとうございます。皆様のご協力によりまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議を終了することができました。以上をもちまして、本日の会議を閉会したいと思います。